平成２５年（フ）第８７８４号
東京都中央区築地６丁目22番２―801号
破産者　株式会社アクアシーフード
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８５号
東京都中央区築地６丁目22―２―801
破産者　若宮　信幸
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５４号
埼玉県川口市本町４丁目６―10―1001
破産者　松本　隆一
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６８号
東京都葛飾区鎌倉３丁目５番７号
破産者　有限会社山下建具店
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７８号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目40番１
破産者　株式会社ベフミーフーズ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７９号
東京都立川市西砂町１丁目45―２―105
破産者　内山　幸雄
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８７号
東京都北区西ケ原３丁目59番13号
破産者　有限会社ウォンツリスト
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８８号
東京都北区西ケ原３丁目59―13
破産者　冨永　晃一
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２２号
東京都目黒区上目黒１丁目12番15号
破産者　株式会社ＧＧＡ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２５号
埼玉県さいたま市岩槻区西町１丁目７番14号
破産者　須賀　健夫
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２８号
東京都港区南麻布５丁目16番４号
破産者　有限会社マンダリンキャピタル
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２９号
東京都品川区旗の台６丁目16―７
破産者　皆川　省一
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４９号
埼玉県さいたま市岩槻区並木２丁目８番１―302号
破産者　有限会社司
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５６号
東京都文京区向丘１丁目15―１　レオパレス白山第４―101
破産者　貴田　義弘
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５８号
埼玉県上尾市二ツ宮1082―29
破産者　岩田　健一
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８２号
東京都杉並区松ノ木１丁目12―50　第２コーポ松島
破産者　福田　百穂
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９１号
東京都江戸川区松江２丁目20―３―201
破産者　秋山　和也
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９２号
東京都江戸川区松江２丁目20―３―201
破産者　秋山　幸子（旧姓内沢）
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７０９号
埼玉県さいたま市南区辻８丁目25―１―302
破産者　田島かすみ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７１７号
東京都府中市白糸台１丁目15―１
破産者　峯岸　克洋
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７７９号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目10―19
破産者　下村　美喜
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７９８号
埼玉県草加市瀬崎３丁目24―23―108
破産者　宮崎喜代彦
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部